

# 都市農地の2022年問題について

## 質問要旨

現在の生産緑地制度は、都市部に農地を残す目的で1992年、主に三大都市圏の市街化区域で始まりました。この指定を受けると固定資産税は農地なみに軽減され、また、相続税の納税猶予と言った税制優遇が受けられます。ただしこの法定期限が30年です。

30年を迎えると所有者は農業委員会に土地の買取りを申し出る事ができますが、買い取るケースは殆どなく、農家への斡旋も不調に終われば生産緑地指定は解除されます。

現行法で行けば全体の約8割が法定期限を迎えるその年が2022年です。

生産緑地が解除されると、固定資産税が一気に跳ね上がる為に所有者は売却することや、事業用としての有効活用を迫られること



が予測されます。

これらを背景として、国土交通省は、生産緑地法の改正に乗り出しました。その概要では、生産緑地地区に設置できる施設を追加する事や市町村長が所有者からの買取り申し出を一定期間延長すること等が盛り込まれているとの事です。

しかし、後継者問題等、営農環境は厳しさを増しており2022年を契機として生産緑地の解除を選択するケースが大半ではないかと私は側聞しています。

そこで質問ですが、生産緑地から解除された土地を公営民営に関わらず公的施設の用地取得に向け円滑なマッチングが図られるよう関係機関への情報提供等の支援について伺います。

## 答弁要旨

議員ご指摘のとおり、2022年に指定後30年が経過するため、一定の手続きが必要ではございますが、多くの生産緑地の指定が解除されることが考えられます。

指定解除後の土地利用につきまして、今から対策を検討していく必要性があると考えます。そこで、生産緑地法の改正内容や国会での審議状況、運用指針など情報収集を行い、各



市町村に於ける最新の生産緑地の指定状況や、今後の見込みについて、随時市町村への情報提供と情報共有をまいります。

さらに、生産緑地は、市街化区域内にある農地であることから、都市計画や都市農業、土地の公的利用などの視点からも、県庁内の情報の共有も重要でございます。

関係部局をメンバーとする情報連絡会議を開催するなど、生産緑地に関する最新の情報の共有を図ってまいります。

区分	総数	対前月比増減数
人口	597,773	555
男	303,468	278
女	294,305	277

  

区分	総数	対前月比増減数
世帯数	278,018	520

平成29年6月1日現在

区分	総数	対前月比増減数
人口	7,300,965	6,475
男	3,643,626	3,452
女	3,657,339	3,023

  

区分	総数	対前月比増減数
世帯数	3,049,574	10,999

平成29年5月1日現在

**“地域力で未来づくり”**  
**板橋ともゆき プロフィール**

昭和36年11月4日(丑年)川口市東本郷生まれ  
 血液型：B型  
 こばと幼稚園、市立新郷小学校、市立東中学校、市立川口高等学校、中央工学校 卒業  
 資格：宅地建物取引士、2級建築士、不動産コンサルティングマスター  
 ファイナンシャルプランナー(AFP)  
 平成23年 市議3期目当選  
 第65代川口市議会議長  
 自民党川口支部 政務調査会長  
 平成27年 県議1期目当選



**板橋ともゆき県政調査事務所**  
 〒334-0061 川口市新堀841番地  
 TEL:048-281-5246 / FAX:048-285-9644  
 E-mail: itaba-fp@sainet.or.jp

※ご意見・ご要望はFAXまたはメールしてください。